

令和4年度 随意契約結果一覧表

課等名	契約の名称	契約年月日	契約の相手方	契約金額	契約の相手を選定した理由	摘要
十勝総合振興局 森林室	立木売払事業 (第1601号)	令和4年5月17日	株式会社アイヌ文化振興公社 沙流群平取町字二風谷61番地6	9,680 円	○買受申込によって販売することを決定する集積、副産物、薪材、自家用若しくは家業用(農畜産用、漁業用等を含む)の林産物を販売するとき。(これらの産物は、単独の買受申込によって販売の決定をすることから、他に替わる販売先がない。) 政令第167条の2第1項第2号 北海道財務規則(昭和45年規則第30号)第3節随意契約に関する運用方針第1項(二)	
十勝総合振興局 森林室	立木売払事業 (第1602号)	令和4年5月17日	株式会社アイヌ文化振興公社 沙流群平取町字二風谷61番地6	35,090 円	○買受申込によって販売することを決定する集積、副産物、薪材、自家用若しくは家業用(農畜産用、漁業用等を含む)の林産物を販売するとき。(これらの産物は、単独の買受申込によって販売の決定をすることから、他に替わる販売先がない。) 政令第167条の2第1項第2号 北海道財務規則(昭和45年規則第30号)第3節随意契約に関する運用方針第1項(二)	
十勝総合振興局 森林室	立木売払事業 (第1001号)	令和4年5月26日	浦幌林産協同組合 十勝郡浦幌町字帯富97番地	12,835,900 円	○道有林野の所在する市町村または道有林野の産物搬出の経路に包括される地域に所在する、素材生産、製材、木工等を主たる業務とするものを組合員とする中小企業協同組合法(昭和24年6月1日法律第181号)に基づく事業協同組合に、その育成強化を図る必要があるため、その資源として産物を売払するため。 政令第167条の2第1項第2号 北海道財務規則運用方針第3節(随意契約)関係第1項(19) 道有林野事業における北海道財務規則運用方針第3節(随意契約)関係第1項(19)の適用について	